

## 西東京市立小・中学校の児童・生徒数の変動への対応に関する地域協議 会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、西東京市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）、学校の児童又は生徒の保護者及び学校周辺の地域住民により、通学区域（西東京市立学校の通学区域に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第21号）別表第1及び別表第2に規定する通学区域をいう。以下同じ。）における児童・生徒数の変動に対応するための方向性を協議するために設置する西東京市立小・中学校の児童・生徒数の変動への対応に関する地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議し、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 田無第四中学校及び柳沢中学校の通学区域における児童・生徒数の変動に伴う対応の方向性に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 構成

協議会は、別表に掲げる学校の関係者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4 会長及び副会長

協議会に会長を置き、各学校の学校長のうちから教育長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### 第6 会議の傍聴

協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。

3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7 部会

会長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、各部会員の互選により定めるものとする。

3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第8 報償

第3第2項に規定する委員（学校長を除く。）が会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払う。

#### 第9 庶務

協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

#### 別表（第3 関係）

学校名	構成委員
田無小学校、向台小学校、柳沢小学校、保谷第二小学校及び東伏見小学校	(1) 児童の保護者及び学校運営連絡協議会委員等地域関係者 各小学校につき2人以内 (2) 各学校の学校長
田無第四中学校及び柳沢中学校	(1) 生徒の保護者及び学校運営連絡協議会委員等地域関係者 各中学校につき3人以内 (2) 各学校の学校長